

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	都市計画用途地域見直し事務
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 平成16年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03040100
部名等	産業建設部	
課名等	都市計画課	
係名等	計画公園係	
記入者氏名	井田 和巳	
電話番号	0765-23-1030	

政策体系上の位置付け	コード2	111012
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	用途別の土地利用規制区域の見直し	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画			
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
<p>平成10年11月の都市計画法改正により、用途地域に関する都市計画の事務が県から市へ移譲された。このため、今後は「総合計画」及び「都市マスタープラン」に基づく計画的な土地利用の推進に努めるために、地域の特性や実情に応じた用途地域の変更を「魚津都市計画用途地域決定基準」に則り行うものである。</p> <p>魚津都市計画用途地域の変更の手順は、庁内協議を行い、地元説明会・公聴会を開催し、案の公告・縦覧を行い、魚津市都市計画審議会に諮り、県の同意を得て、公告・縦覧を行う。</p>							
<p>(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)</p> <p>都市計画区域内で用途地域の見直しが必要な区域</p>	対象指標	① 都市計画区域の面積 ha	4,436	4,436	4,436	4,436	4,436
		② 用途地域の面積 ha	430.5	430.5	430.5	430.0	430.5
		③ 見直しが必要な区域面積 ha	1	0	0	0	0
<p><平成21年度の主な活動内容> 土地利用の現況を正しく把握する。また、見直しの必要性等について検討。</p> <p>*平成22年度の変更点 なし</p>	活動指標	① 打合せ、公聴会の開催を行った回数 回	8	5	5	5	5
		②					
		③					
<p>(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)</p> <p>適正な手続きにより、適切な用途地域に変更指定される。</p>	成果指標	① 用途地域を変更した地区数 地区	1	0	0	0	0
		② ③のうち用途地域を変更した区域面積 ha	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
		③					
<p><施策の目指すすがた> 都市と自然との調和がとれた適正な土地利用がなされ、まちに活力が育まれています。</p>		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
<p>◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか)</p> <p>都市計画法 (昭和43年法律第100号) の施行により、県決定の都市計画事務として開始されたのが、この事務事業開始のきっかけである。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源 (千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)	0	0	0	0	0
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)</p> <p>都市計画法や建築基準法の改正に伴い、用途地域やその他地域地区等の土地利用規制の種類や内容が拡充されてきており、それぞれに対応した種類の拡充を行い、地域の実情や上位計画に即した用途地域の変更を行ってきたところである。</p> <p>また、今後予想される土地利用動向の変化や各上位計画の改正に伴い、厳正な対応が求められる事業であると思われる。</p>		①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間 (時間)	1,200	200	100	100	100
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	5,046	841	421	421	421
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)	5,046	841	421	421	421
		(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
<p>◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</p> <p>特になし</p>	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
	● 把握している	用途地域の決定状況					
	○ 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 市総合計画や魚津市都市マスタープランに即した計画的な土地利用を行うために、用途地域を変更することは、施策である「計画的な土地利用の推進」に直結する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条、第15条
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 用途地域見直しの必要がある区域については、すべて適切な用途に変更していることから、成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 人件費以外の事業費はないことから、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最小限の人件費であり、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 特定の受益者はないことから、負担及び適正化の余地はない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 受益者負担はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input checked="" type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
2) 今後の事務事業の方向性		
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止		
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	なし 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

都市計画用途地域は、計画的な土地利用にかかる影響が非常に大きいので、常に土地利用現況を正確に把握する必要がある。 用途地域変更が必要な場合は、県との協議や地元への説明及び市都市計画審議会など適正な手続きにより、効果的な土地利用が図られるよう対処していかねばならない。	二次評価の要否 不要
--	-------------------